

平成23年度財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

平成23年度財政援助団体等に関する事務の監査として、市が交付した補助金及び指定管理施設を対象に、所管する課等の事務の執行について監査を実施した。

(1) 監査の対象とした補助金（平成22年度交付分）

【企画部】

No	所管課等	補助金等の名称
1	市民活力推進課	能代市まちづくり協議会等補助金 (1件)
2	市民活力推進課	「おちあい花菖蒲園」植育事業費補助金
3	市民活力推進課	能代山本地区交通安全協会活動費補助金
4	市民活力推進課	能代人権擁護委員協議会運営費補助金
5	市民活力推進課	能代人権擁護委員協議会中央地区部会運営費補助金
6	市民活力推進課	能代地区保護司会運営費補助金
7	市民活力推進課	能代いなか体験推進協議会補助金

【市民福祉部】

No	所管課等	補助金等の名称
8	福祉課	能代市遺族会補助金
9	福祉課	能代市身体障害者福祉協会補助金
10	長寿いきがい課	福祉基金事業費補助金 (1件)
11	健康づくり課	秋田県難病団体連絡協議会補助金
12	健康づくり課	能代市結核予防婦人会補助金
13	健康づくり課	能代市こころの傾聴ボランティア連絡協議会補助金

【環境産業部】

No	所管課等	補助金等の名称
14	商工港湾課	能代山本雇用開発協会補助金
15	商工港湾課	秋田県中小企業団体中央会補助金
16	観光振興課	能代フィルムコミッション事業補助金
17	観光振興課	能代港まつり花火大会補助金
18	農業振興課	稲作病虫害防除対策事業費補助金 (1件)

【二ツ井地域局】

No	所管課等	補助金等の名称
19	総務企画課	二ツ井町納税貯蓄組合補助金 (46件)
20	総務企画課	二ツ井藤里地区交通安全協会補助金
21	環境産業課	二ツ井町商工会運営費補助金

【教育部】

No	所管課等	補助金等の名称
22	学校教育課	能代市私立学校連合会補助金
23	学校教育課	能代市中学校体育連盟補助金
24	学校教育課	能代市小中学校各種教育団体負担金補助金
25	学校教育課	能代市校長会補助金
26	生涯学習課	青少年育成事業費補助金 (1件)
27	スポーツ振興課	能代市総合体育大会事業費補助金
28	スポーツ振興課	能代体育協会運営費補助金
29	スポーツ振興課	町民運動会開催費補助金 (2件)

※一つの補助金で、複数の交付決定を行っているものについては、()に監査の対象とした件数を示している。

(2) 監査の対象とした指定管理施設

【市民福祉部】

No	所管課等	指定管理施設の名称
1	福祉課	在宅障害者支援施設とらいあぐる

【二ツ井地域局】

No	所管課等	指定管理施設の名称
2	総務企画課	田ノ沢生活改善センター
3	市民福祉課	二ツ井町総合福祉センター
4	環境産業課	種梅ふるさとの家
5	環境産業課	ブナの森ふれあい伝承館

【教育部】

No	所管課等	指定管理施設の名称
6	生涯学習課	農林漁家婦人活動促進施設

※No, 1及びNo, 5は、簿冊調査のみとし、実地監査は行っていない。

2 監査の期間

指定管理監査	平成23年4月6日から平成23年6月30日まで
指定管理施設実地監査	平成23年5月17日及び20日
補助金監査	平成23年9月26日から平成24年2月10日まで

3 監査の範囲と方法

監査の対象とした補助金及び指定管理施設に関する事務の執行について、関係諸帳簿等を調査照合するとともに、担当職員からの説明聴取等、必要と認められた監査手続を実施した。その他、指定管理施設については、担当職員のほか指定管理者の立ち会いも求め、実地監査を実施した。

監査は、補助金及び指定管理施設に関する事務が適法かつ妥当であるかを確かめるとともに、特に次の項目に主眼をおいて実施した。

[補助金]

前年度までの財政援助団体等監査結果から、特に確認が必要と判断した項目

- ① 補助対象や金額の算定基準は、要綱等により明確になっているか。
- ② 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③ 補助金の使途は適切か。
- ④ 交付団体から他団体へ補助金が再配分されている場合にも、使途が確認されているか。

[指定管理施設]

- ① 消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ② 現金の取扱、保管状況は適切か。
- ③ 施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④ 指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について、基本協定書に基づいた取扱になっているか。

4 監査の結果

監査の対象とした補助金及び指定管理施設について、各課等に対する監査を行った結果、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

I 補助金について

(1) 補助対象等の明確性について

数年前から比較するとかなり改善されてきたが、監査を実施した29件で、まだ要綱等により補助対象が明確になっていないものが12件、算定基準が明確になっていないものが18件あり、次のような事例が見られた。

- ・補助対象が明確でないため、事業費に含まれる団体固有の任意積立金にも補助金が充当されているように見える。
- ・補助対象が明確でないため、飲食代、茶菓子代など社会通念上、自己負担すべきと思われるような経費にも補助金が充当されているように見える。
- ・算定基準が明確でないため、事業費や繰越金の増減にかかわらず、単に前年度と同じ補助金額になっている。

前年度までも述べてきたことであるが、何を対象としている補助なのか、補助金の額はどのように算定されているのか、といった基礎的なことが依然として曖昧になっている。よって、補助事業の実績について履行確認を行っても、照らし合わせるべきものが無く、補助金の使途、補助金額について、適正妥当なものであったかどうかの検証が困難となっているので、早急に改善措置を講ずるよう求める。

(2) 補助事業等の履行確認について

監査を実施した29件のうち、領収書、帳簿、通帳等による履行確認が認められなかったものは2件で、数年前から比較すると格段に改善されている。

ただ、履行確認を行ったものでも、次のように確認内容が不十分であったと思われる事例が見られたので、今後、十分に留意されたい。

- ・履行確認の結果、適正であった旨を報告した後に、交付団体により収支決算書が訂正され、補助金が返還された。
- ・他団体名宛での領収書や、領収者が当該団体の会長名のものであった。
- ・交付団体から他団体に補助金が再配分されている場合に、最終の使途まで確認が行われていない。

Ⅱ 指定管理施設について

指定管理施設に関する各課等の事務については、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下について適切に対応されたい。監査の対象としていない他の指定管理施設においても十分に留意されるべき事項である。

【環境産業課】種梅ふるさとの家

- ・ 月報や実施計画書など指定管理者からの提出物については、様式によることとしているが、一部の様式が定められておらず、提出がないものも見受けられる。様式を定め、協定書に基づいた取扱を遵守されたい。
- ・ 協定書で、管理業務や経理業務について年に1回以上実地に調査することとしているが、調査の実態がないので、適切に実施されたい。
- ・ 協定書で、小破修繕の経費の負担区分は指定管理者となっているが、市が負担しているものも見受けられたので、経費の負担区分について確認をされたい。

【環境産業課】ブナの森ふれあい伝承館

- ・ 当該施設に対して、簡易水道料金の請求がなく支払いも行われていなかったが、指定管理者の収支状況の確認等が不十分であるので、実地調査や収支状況等の提出時に十分に確認されたい。

5 むすび

補助金の不正受給問題を契機に、平成20年度においては、ほぼ全ての補助金を対象に監査を実施し、補助対象や補助金額の算定基準、履行確認等について不十分であることが確認された。その後、そういった点を中心に、監査を継続してきたが、前述のとおり指摘すべき事項はあるものの、平成20年度に比較すると市全体ではかなり改善が図られてきたと認識している。

今後、各部局において更に改善が図られることを望むものであるが、補助金は公金であり、透明性の確保に努めなければならないということを念頭に、必要性、公益性、有効性等について常に検証を行いながら、適正な補助金交付事務に努められたい。